

【令和5年度決算における健全化判断比率・資金不足比率】

■健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	- %	- %	10.0 %	- %
令和4年度	- %	- %	10.6 %	- %
令和5年度	- %	- %	10.7 %	- %
早期健全化基準	15.0 %	20.0 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準	20.0 %	30.0 %	35.0 %	- %

■資金不足比率

企業会計の名称	年度	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	令和3年度	- %	20.0 %
	令和4年度	- %	
	令和5年度	- %	
農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計	令和3年度	- %	20.0 %
	令和4年度	- %	
	令和5年度	- %	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字及び資金不足が生じていないため、「-%(該当なし)」で表示しています。

※将来負担比率は、実質的な将来負担額がマイナスとなるため、「-%(該当なし)」で表示しています。

■ 北竜町の健全化判断比率に係る算出方法と基礎数値

1. 実質赤字比率

①算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（一般会計・診療所特別会計）における実質赤字の額

②算定基礎数値

（単位：千円）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
歳入総額 (A)	4,199,400	3,923,151	3,988,467
歳出総額 (B)	4,148,787	3,871,523	3,926,519
歳入歳出差引額(形式収支) (A)-(B) (C)	50,613	51,628	61,948
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	0	397	10,125
実質収支額 (C)-(D) (E)	50,613	51,231	51,823
標準財政規模 (F)	1,898,888	1,871,584	1,890,093
実質赤字比率 (E)/(F)×100 (G)	(△2.66%)	(△2.73%)	(△2.74%)

※北竜町の令和5年度決算における実質赤字は、赤字が生じていないため実質赤字比率欄が「-」で表示しています。
なお、実質収支が黒字の場合、実質赤字比率は負の値で表示されます。

2. 連結実質赤字比率

①算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※連結実質赤字額：(イ)と(ロ)の合計額から(ハ)と(ニ)の合計額を超える場合の当該超過額

- (イ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額
- (ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- (ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- (ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

②算定基礎数値

（単位：千円）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
実質収支額	一般会計等 (A)	50,613	51,231	51,823
	国民健康保険特別会計 (B)	1,624	2,660	6,689
	介護保険特別会計 (C)	16,343	22,490	11,503
	後期高齢者医療特別会計 (D)	30	15	58
	特別養護老人ホーム事業特別会計 (F)	546	588	0
余剰金不足額	簡易水道事業会計 (G)	73,754	85,965	92,511
	農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計 (H)	4,574	3,648	263
連結実質収支額 (A)~(H)の計 (I)	147,484	166,597	162,847	
標準財政規模 (J)	1,898,888	1,871,584	1,890,093	
連結実質赤字比率 (I)/(J)×100 (G)	(△7.76%)	(△8.90%)	(△8.61%)	

※北竜町の令和5年度決算における連結実質赤字は、赤字が生じていないため連結実質赤字比率欄が「-」で表示しています。
なお、連結実質収支が黒字の場合、連結実質赤字比率は負の値で表示されます。

3. 実質公債費比率

①算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(3カ年平均)

※準元利償還金: (イ)から(ホ)までの合計額

- (イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- (ロ) 一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (ハ) 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起した地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- (ホ) 一時借入金利子

②算定基礎数値

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
地方債の元利償還金 (A)	546,839	488,719	445,830
準元利償還金 (B)	65,813	79,223	67,292
元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 (C)	67,896	53,890	48,194
基準財政需要額算入公債費及び算入準公債費 (D)	376,018	338,892	310,776
標準財政規模 (E)	1,898,888	1,871,584	1,890,093
実質公債費比率 $((A)+(B)-(C)+(D))/(E)-(D) \times 100$ (単年度) (F)	11.1%	11.4%	9.8%
実質公債費比率 (3カ年平均)	10.7%	10.6%	10.0%

4. 将来負担比率

①算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

※将来負担額: (イ)から(チ)までの合計額

- (イ) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- (ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- (ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- (ニ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- (ホ) 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額
- (ヘ) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等負担見込額
- (ト) 連結実質赤字額
- (チ) 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金: (イ)から(ヘ)までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

②算定基礎数値

(単位: 千円)

区 分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
将来負担額	一般会計等に係る地方債現在高 (A)	4,550,653	4,755,475	4,885,235
	債務負担行為に基づく支出予定額 (B)	37,513	50,778	41,308
	特別会計で地方債の償還に充てるための一般会計繰入見込額 (C)	529,136	560,560	553,089
	組合等が担った地方債の償還に係る一般会計負担見込額 (D)	5,155	6,886	8,617
	退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額 (E)	262,263	263,195	252,878
	設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額 (F)	86	299	297
	連結実質赤字額 (G)	0	0	0
	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額 (H)	0	0	0
充当可能財源	地方債の償還額等に充当可能な基金の現在高の合計額 (I)	2,402,804	2,234,511	2,090,131
	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 (J)	475,559	502,592	526,037
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (K)	3,287,986	3,421,938	3,515,794
標準財政規模 (L)		1,898,888	1,871,584	1,890,093
基準財政需要額算入公債費及び算入準公債費 (M)		376,018	338,892	310,776
将来負担比率 (N)		-	-	-
((A)~(H)の計) - ((I)+(J)+(K))/((L)-(M)) × 100		(△51.3%)	(△34.0%)	(△24.7%)

※北竜町の令和5年度決算における将来負担比率は、将来の負担額に対し、地方交付税で措置される見込額や基金の現在高などを合わせた額(充当可能財源)が上回り、該当がないため「-」で表示しています。

5. 資金不足比率

①算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$$

※資金不足額: 資金不足額(法非適用企業) = (繰上充用+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

資金不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

事業規模 : 事業規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入

事業規模(法適用企業) = 営業収益収入の額-受託工事事業収入の額

②算定基礎数値

(地方公営企業法非適用企業: 農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計)

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
歳出総額 (A)		116,472	111,320
歳入総額 (B)		120,120	111,583
翌年度へ繰り越すべき財源 (C)		0	0
資金不足額(剰余額) (A)-(B)+(C) (D)		(3,648)	(263)
事業規模 (E)		33,041	33,371
資金不足比率 (D) / (E) × 100 (F)		(△11.0%)	(△0.7%)

※資金不足額()は、剰余額を表します。

資金不足比率欄の()内に剰余額の割合を△で表示しています。

※令和5年度より農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計は公営企業会計へ移行しています。

(地方公営企業法適用企業: 簡易水道事業会計)

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
流動負債 (A)	3,221	4,429	6,171
流動資産 (B)	76,975	90,394	98,682
資金不足額(剰余額) (A)-(B) (C)	(73,754)	(85,965)	(92,511)
事業規模 (D)	43,669	42,813	43,082
資金不足比率 (C) / (D) × 100 (E)	(△168.8%)	(△200.7%)	(△214.7%)

(地方公営企業法適用企業: 農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計)

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
流動負債 (F)	15,918		
流動資産 (G)	20,492		
資金不足額(剰余額) (A)-(B) (H)	(4,574)		
事業規模 (I)	30,333		
資金不足比率 (H) / (I) × 100 (J)	(△15.0%)		

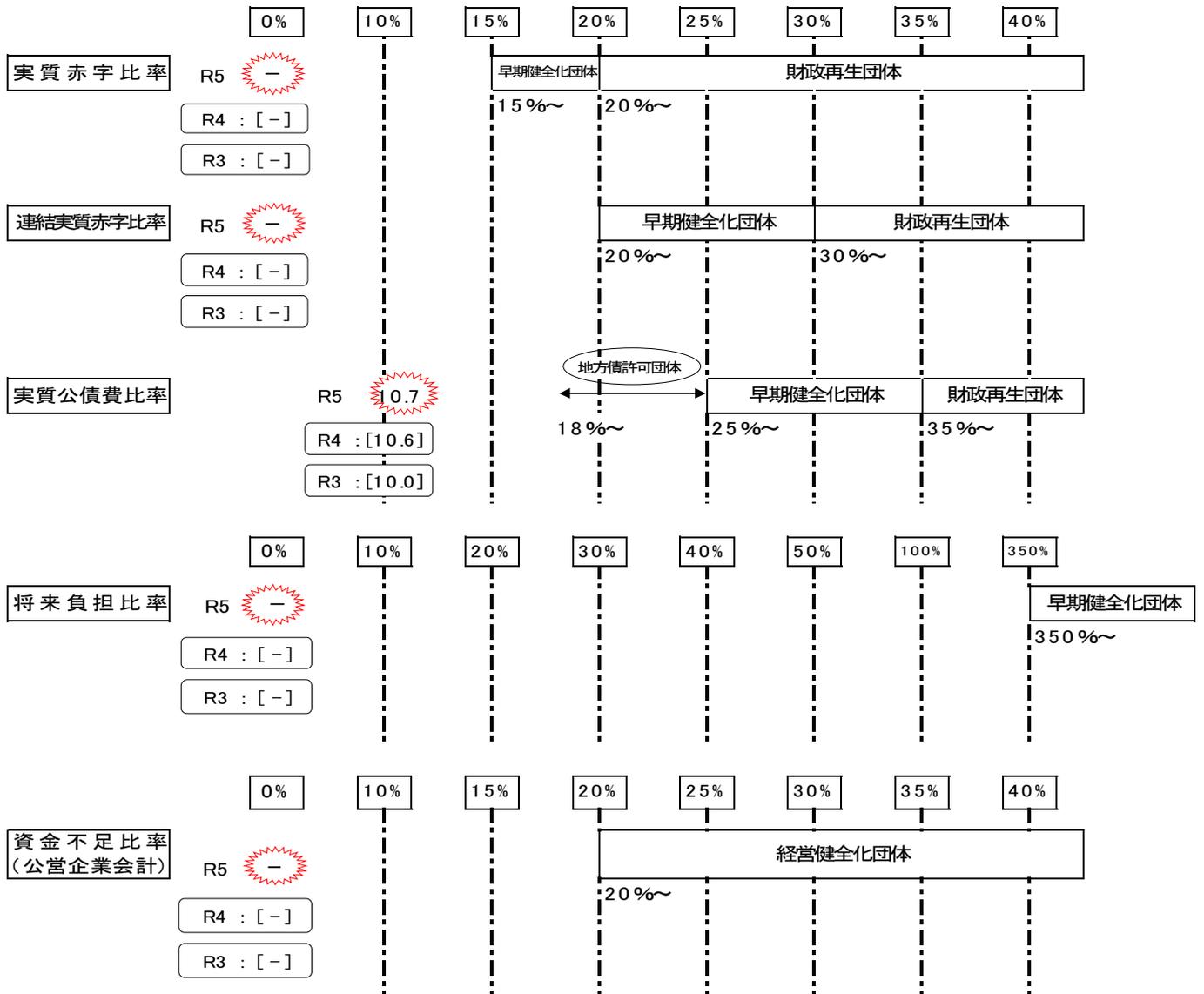
※資金不足額()は、剰余額を表します。

北竜町の令和5年度決算における資金不足比率は、各企業とも資金不足が生じていないため資金不足比率欄が「-」で表示しています。なお、資金不足比率欄の()内に剰余額の割合を△で表示しています。

※令和5年度決算における流動負債は流動負債から控除企業債等を差し引いた金額を表示しています。

控除企業債等~令和5年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるものの額。

■ 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準



 は、R5年度の数値を示す